

第4回六角川水系流域治水協議会 会議資料

（議事2資料）

令和4年6月3日

流域治水の推進

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化

◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）

- 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

流域治水に係る今後の取組

- 河川整備の途上段階での施設規模を上回る洪水や、基本高水を超過する洪水に対しては、これまでも避難体制の強化など様々な取り組みを実施し、被害の最小化を図ってきたところ。
- 施設規模を上回る洪水や基本高水を超過する洪水に対して、さらなる水位の低下や被害の最小化を図るため、河川管理者として施設の運用技術の向上や堤防強化等の新たな取り組みを実施するとともに、地元自治体、住民、河川管理者等が連携し、多層的な流域治水の取組を推進する。

流域での今後の取り組み例

- (4) 水田貯留の普及・拡大**
・実証事業を通じた効果
等の検証を実施、水田
貯留の普及・拡大

- (5) ため池や農業水利施設の有効活用**
- ・ ため池や農業用水路の事前放流などの取組を検討

- (6) 雨水貯留・雨水浸透施設等の整備**
・公園や公共施設等における雨水貯留・雨水浸透機能確保を検討

- ## (7) 森林の保全等
- ・関係者の連携による森林の多面的機能の発揮に向けた整備・保全を検討
 - ・砂防関係施設、治山施設の整備等を実施

- ### (3) 利水ダムの事前放流の拡大
- ・ 降雨予測技術の向上等を踏まえた効果的な事前放流の実施を検討

- ## (12) 河川事業とまちづくりの連携
- ・ 河川事業による宅地かさ上げにあわせ
周辺土地のかさ上げ、高さ増を実施
 - ・ 遊水地の整備と高台等への集団移転を
一体的に実施

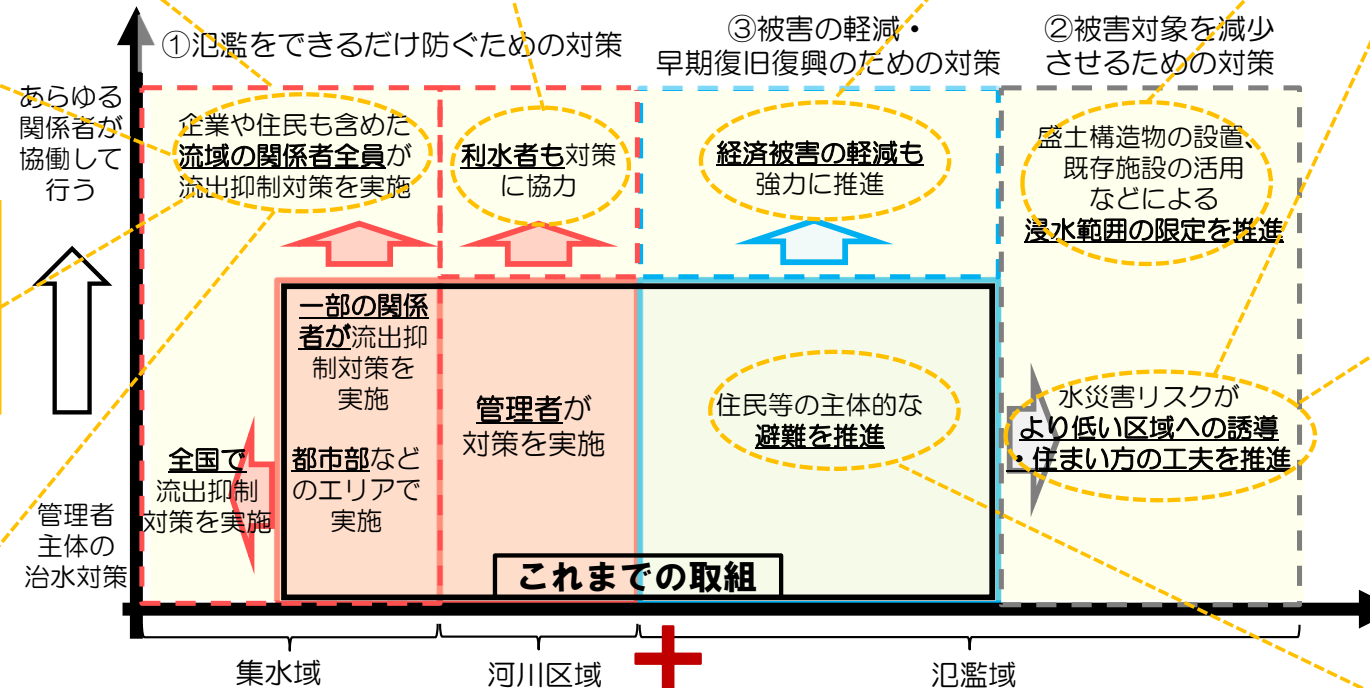
- (8) 二線堤、自然堤防の保全
・ハザードエリアの危険度を
考慮した保全を検討

- (9) 災害危険区域等の指定、集団移転
- ・ 水害リスク情報を踏まえ、浸水被害のリスクが高い区域では、災害危険区域を設定し、高台等への集団移転を検討

- (10) 被災市街地復興推進
地域の指定等による
土地利用規制
- ・ 水害リスク情報を踏まえ、家屋が密集し、浸水被害のリスクが高い地域では、土地の形質の変更、建物の新築の許可制とする規制を検討・実施

- (11) **流域タイムライン、
水防災意識の啓発・醸
成の取組**
- ・ 関係機関の連携のもと
作成した「流域タイムラ
イン」による防災活動の
着実な実施、連携体制の
構築

流域治水の取組の考え方



- (1) 施設の運用技術の向上
- ・ 降雨予測技術の向上を踏まえた洪水調節施設の操作・運用の高度化を検討

- (2) 堤防強化
- ・洪水リスクを踏まえた堤防強化の実施を検討

：河川管理者による取組

：流域自治体、河川管理者等の連携による流域治水の取組

令和4年度からの新規事項

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1/2)

- 特定都市河川流域において、法的枠組み※¹・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※²し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大



流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討 構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等



流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/2)

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業の
一部切り出し

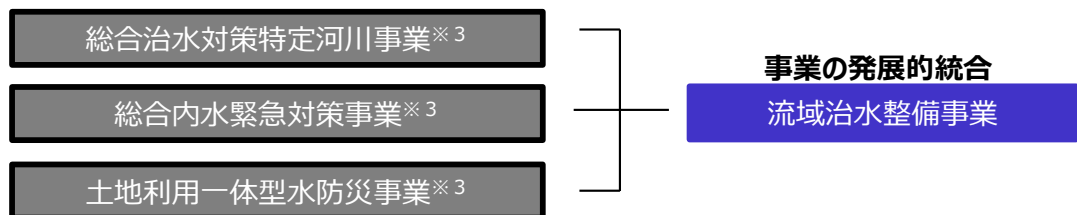
	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3(通常) ⇒ <u>1/2(個別補助事業)</u>

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

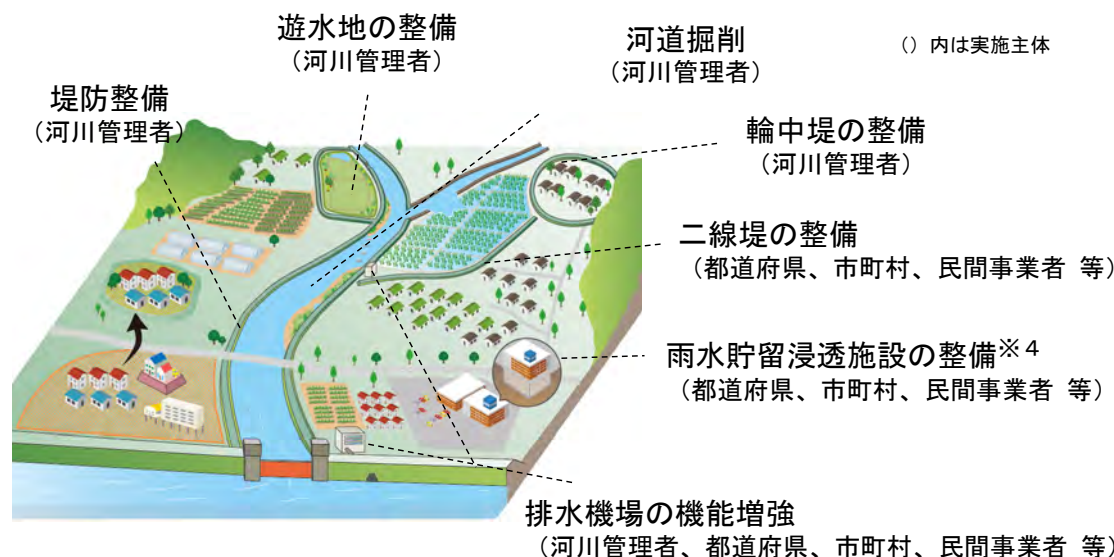
※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり ・住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

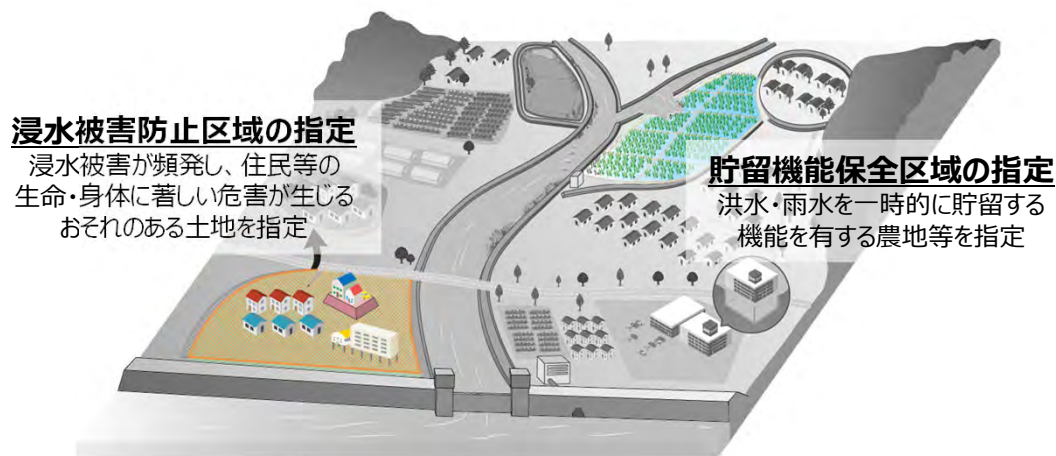
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

（防災集団移転促進事業）【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

（がけ地近接等危険住宅移転事業）【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

（災害危険区域等建築物防災改修等事業）【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物（避難所等に限る）の浸水対策改修等への助成を支援※3

- **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1：地方公共団体に対する国の補助率：3/4等（地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担）

※2：地方公共団体に対する国の補助率：1/2

※3：地方公共団体に対する国の補助率：1/2等

※4：浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**（課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする）を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援（再掲）

- ・ 国庫補助率の嵩上げ（1/3※⇒1/2）

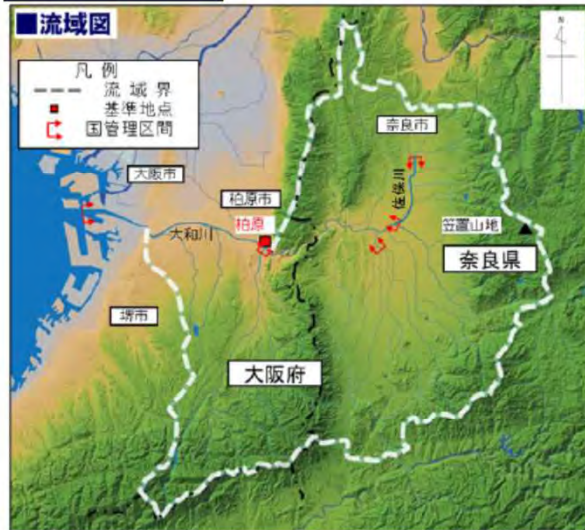
※：民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設



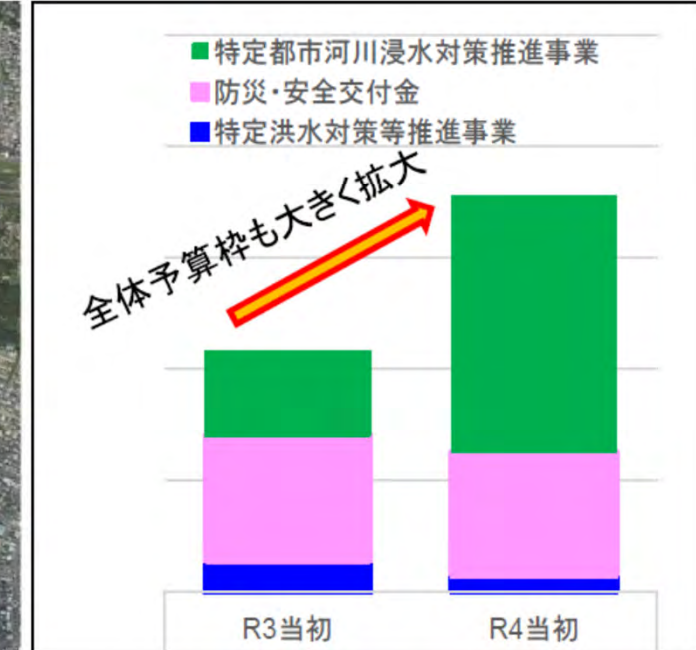
(参考) 特定都市河川指定後の治水対策(奈良県:大和川)

- 大和川の奈良県域は、低平な盆地在が広がっていることから、過去より内水被害が多発しており、近年では、平成29年10月の台風第21号において、大和川流域で、全半壊1戸、床上78戸、床下180戸の浸水被害が発生。
- 大和川等(奈良県内)では、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)の改正後、令和3年12月24日に、全国初となる特定都市河川として指定された。今後これを契機に、雨水貯留浸透施設の整備や河川改修により、さらなる「流域治水の本格的実践」に向けて事業を推進。

流域図



事業内容



流域治水のイメージ

※赤字は法改正における新規追加・拡充事項

【予算支援等】

- ・二級水系の事前放流に伴う損失補填
- ・河川管理者による放流施設整備

【税制支援】

- ・放流施設に係る固定資産税非課税措置

【予算支援等】

- ・地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備支援
補助率：1/2
- ・国有地の無償貸付、譲渡

林野庁と連携

【治山】

- ・荒廃森林を整備による流木発生源対策

【砂防】

- ・砂防堰堤等の整備による、直接的な被害防止

農林水産省と連携

- ・活用先行事例とその支援策の情報提供
- ・治水効果の評価の実施、更なる運用の改善 等



【予算支援】

- ・防災・安全交付金等による作成支援

【技術的支援】

- ・簡易手法の作成・公表
- ・国が取得した三次元の地形データ等の提供

【予算支援】

- ・管渠やポンプ施設等の整備に係る補助率：1/2
- ・樋門等の電動化・無動力化・遠隔化に係る補助率：1/2

【技術的支援】

- ・計画降雨の設定に係るガイドライン
- ・樋門等の操作規則の作成基準の公表

【予算支援】

- ・民間事業者による雨水貯留浸透施設整備支援
補助率：1/2補助

【税制支援】

- ・固定資産税減免（1/2～1/6）
※課税標準を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

【技術的支援】

- ・河川管理者から高頻度で浸水する区域や水害リスクなどを情報提供

【予算支援】

- ・地区施設（雨水貯留浸透施設等）の整備に係る補助
補助率：1/2 等

【予算支援】

- ・施設の整備や嵩上げ等に係る補助
補助率：1/2
※ 1 市区町村あたり 10ha まで

【予算支援】

- ・浸水被害防止区域等からの移転に係る補助
補助率：3/4

【技術的支援】

- ・都道府県による事業計画の策定